

令和5年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年1月22日（月） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁舎4階 A442会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	前田 豊
	3番	松本 強
	4番	中松 良友
	5番	高田 敏治
	6番	古塚 雅章
	7番	木下 勝博
	8番	亥野 祐一
	9番	芝辻 直和
	10番	奥村 幸弘
	11番	大前 有三
	12番	光岡 大介
	14番	庄治 郁夫

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈穂美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第23号】 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件

<審議結果：決定>

【報告第34号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第35号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第36号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件

【報告第37号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後 2 時 3 0 分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 13 名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、14 番庄治委員と 2 番前田委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第 23 号「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 23 号について説明いたします。
【議案書朗読】
利用権設定とは、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものであり、市街化区域以外の農地で適用されます。農地法第 3 条の許可要件との違いは、農地法第 17 条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくることです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。
農地の場所につきましては、資料 1 ページのとおりです。
次に、資料の 2 ページ「農用地利用集積計画 (案)」をご覧ください。
【資料朗読】
続きまして、本日配布しております、議案第 23 号当日配布資料「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (附則第 5 条第 1 項抜粋)」をご覧ください。ここに規定されているとおり、イ 耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、が計画の要件になっており、この要件を全て満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
亥野委員、お願いします。
- 亥野委員 議案第 23 号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
この農地は、耕作地として適正に管理されています。
また、申請者は農業経験を積んでおり、農業に必要な機械を持っておられ、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われま

以上で、地元委員からの説明は終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員

(質問、意見なし)

議長

なければ、議案第23号「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、議案第23号につきましては、決定することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第34号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第34号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長

事務局の報告は終了しました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員

(質問、意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第35号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第35号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長

事務局の報告は終了しました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員

(質問なし)

議長

質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第36号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第36号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地法施行規則第29条第1号についてご説明します。

耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合は、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。

参考としまして、農業用施設には、農業用道路、農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要な不可欠な駐車場やトイレ等が該当します。

当該届出は、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第37号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第37号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
